



ひと,くらし,みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表
平成25年6月11日

【 照 会 先 】

山梨労働局 労働基準部 健康安全課
課 長 羽嶋 三男
安全専門官 井原 誠
(電話)055 - 225 - 2855

職場における熱中症の予防対策の徹底について

暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！
～これまでの傾向や平成25年の職場での取り組み～

山梨労働局(局長 島浦 幸夫)では、このほど「山梨県内における熱中症による労働災害発生状況」をまとめました。(別添資料 1参照)

県内の平成24年における職場での熱中症による被災者は11人(休業4日未満10人、休業4日以上1人)と一昨年の17人(休業4日未満17人)を下回りました。

業種別にみると、昨年は「建設業」と「製造業」が各3人、「小売業」と「飲食店」が各2人、「旅館業」が1人となっており、過去5年間では「建設業」と「製造業」で約7割を占めています。また、月別発生状況を見ると、「6月」に12.5%と1割以上が暑さが本格化する前の「初夏」においても発生しています(過去5年間)。

以上を踏まえ、山梨労働局では、平成25年6月4日付けで別添資料 2の今年の熱中症予防対策の重点的な実施について、関係団体等(災害防止団体、事業者団体等の18団体)、関係事業主等(県内の建設業者等)に要請しました。

なお、近年は「建設業」や「製造業」だけでなく、第3次産業(小売業、飲食店、旅館業など)でも熱中症が発生していますので、第3次産業の事業主の皆さまにおかれましても、早めに熱中症予防対策を実施していただきますようお願い申し上げます。

全国の職場での熱中症による死亡災害及び労働災害の発生状況 (別添資料 3参照)

熱中症予防対策に関するリーフレット (別添資料 4、5参照)

熱中症は予防が第一ですが、作業中にめまい、筋肉痛、頭痛、大量の発汗、吐き気、倦怠感等の症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性がありますので、管理者等に知らせ、症状の軽いうちに対処することが肝心です。

また、熱中症になってしまった場合の応急処置法を現場内で確認するとともに、最寄りの病院の確認及び緊急搬送方法等の連絡体制を確立しておきましょう。

(裏面の熱中症の症状と分類、熱中症の救急措置をご覧ください。)

熱中症の症状と分類

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、表1のような様々な症状があらわれます。

表1・これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります		
度	めまい・失神 ...「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 ...筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重症度 小
度	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 ... 体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 ... 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、真直ぐに歩けないなど。 高体温 ... 体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」と言われていたものです。	重症度 大

熱中症の救急処置（現場での応急処置）

